

低入札調査基準価格事務処理要領の改正の主な概要

①第3条第1項の改正（調査基準価格の設定）

（第3条第1項第1号）

土木工事

＝直接工事費×①＋共通仮設費×②＋現場管理費×③＋一般管理費等×④

係数	現行(未使用)	経過措置(現在使用)	R5. 5. 1 改正
①	10 分の 9. 7	10 分の 10	10 分の 9. 7(改正無し)
②	10 分の 9	10 分の 10	10 分の 9(改正無し)
③	10 分の 9	10 分の 8	10 分の 9(改正無し)
④	10 分の 5. 5	10 分の 5. 5	10 分の 6. 8
設定 範囲	上限値：予定価格×0. 9 下限値：予定価格×0. 7	上限値：予定価格×0. 92 下限値：予定価格×0. 87	上限値：予定価格×0. 92 下限値：予定価格×0. 75

建築・設備工事

＝直接工事費×0. 9×①＋共通仮設費×②＋（現場管理費＋直接工事費×0. 1）×③＋一般管理費等×④

係数	現行(未使用)	経過措置(現在使用)	R5. 5. 1 改正
①	10 分の 9. 7	左記に同じ	10 分の 9. 7(改正無し)
②	10 分の 9	左記に同じ	10 分の 9(改正無し)
③	10 分の 9	左記に同じ	10 分の 9(改正無し)
④	10 分の 5. 5	左記に同じ	10 分の 6. 8
設定 範囲	上限値：予定価格×0. 9 下限値：予定価格×0. 7	上限値：予定価格×0. 92 下限値：予定価格×0. 87	上限値：予定価格×0. 92 下限値：予定価格×0. 75

（第3条第1項第2号）

適用建設関連業務委託の種類の修正（予定価格が2,000万円を超える入札が対象）

現行	R5. 5. 1 改正
①— 1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの） ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ 技術経費の額 エ 諸経費の額に10分の5. 5を乗じて得た額	①— 1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの） ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ 諸経費の額に10分の5. 5を乗じて得た額

②第6条第1項の改正（基本調査及び数値的判断基準）

（第6条第1項第1号）

総額判断基準

・土木工事については、現運用は下表【 α 】または【 β 】のいずれか低い額を採用しており、下回った場合は失格となる。

・建築工事・設備工事については、【 α 】を下回った場合は失格となる。

①の額は直接工事費に0.90を乗じて得た額、③については、現場管理費と、直接直接工事費に0.10を乗じて得た額との合計額とする。

【 α 】＝①＋②＋③＋④－工事価格の3%

区分	現行	経過措置(現在使用)	R5.5.1改正
直接工事費：①	①×0.97	①×1.0	10分の9.7(改正無し)
共通仮設費：②	②×0.9	②×1.0	10分の9(改正無し)
現場管理費：③	③×0.9	③×0.8	10分の9(改正無し)
一般管理費等：④	④×0.55	④×0.55	10分の6.8

【 β 】＝①＋②＋③＋④の合計

区分	現行	経過措置(現在使用)	R5.5.1改正
直接工事費：①	なし	①×1.0	廃止
共通仮設費：②	なし	②×0.9	廃止
現場管理費：③	なし	③×0.8	廃止
一般管理費等：④	なし	④×0.55	廃止

③第7条第2項の改正（重点調査の実施）

低入札調査基準価格未満で入札した最低価格入札者等が失格とならなかった場合に行う重点調査の資料の提出期限について、以下のとおり改正する。

旧 入札日から7日以内

新 調査通知日から2日以内

④附則（施工期日）の削除

上記各表で記載されている経過措置について削除する。